

# 附属病院事業場における職場巡視

附属病院事業場専任衛生管理者 中原 敦子

## 1. 職場巡視体制

現在、平成17年度附属病院職場巡視計画(図1)に沿って職場巡視を実施している。これは、昨年度労働安全衛生委員会にて決定している。昨年度は、職場巡視を実施し、指摘のあった部署に対し、一定の期間内で書面で「安全衛生是正要求書兼報告書」の提出を求めていたが、今年度から労働安全衛生委員会での総括安全衛生管理者(病院長)の提案もあり、職場巡視で指摘した箇所については、その月の委員会で報告した後、次回委員会までに改善可能なものについては再度巡視し、確認の上、報告している。改善が確認できない場合には、「安全衛生是正に関するお願い」として書面での提出を求めることとしている。

職場	巡視日時	平成17年度												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
総務課	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													
看護部	1月													
診療科	1月													
検査科	1月													
薬剤科	1月													
放射線科	1月													
理学療法科	1月													
作業療法科	1月													
リハビリ科	1月													

図1 平成17年度附属病院職場巡視計画

る。このような体制にすることによって、早期に現場での改善が実行されており、また各部署と巡視者間の親密度も深まるのではないかと考える。経費を要する場合は、委員会で検討の結果、早期に改善が必要なものについては、経費確保可能か確認の上、改善実施している。

委員会では、巡視の指摘箇所や改善状況、良い例など実際に分かるように写真やパワーポイントで報告しているが、現場の状況把握の為の職場巡視報告は重要であり、委員からの意見も多数でている。また、全国安全週間・衛生週間時には労働安全衛生委員会委員による職場巡視も実施しており、普段見ることの出来ない他部署を巡視することにより、自分の部署の振り返りや参考にもなり、また、様々な部署が集まった附属病院は連携も必要であり、他部署の現状など知ることができるよい機会になればと考えている。

## 2. 職場巡視の実際

職場巡視は、産業医、専任衛生管理者1名、兼任衛生管理者3名、労働安全衛生委員会委員(全国安全・衛生週間時)で実施している。日常的な職場巡視は2人体制で実施しており、必要に応じ医学部の専任衛生管理者(労働衛生コンサルタント)も立ち会いを行っている。昨年4月からの職場巡視は、当初は何を見ればよいのか分からない手探り状態であり、巡視する側もされる側も初心者で、まず顔を知ってもらうという目的から巡視を行った。附属病院事業場は様々な科や部が集まった事業場であり、各々の部署の業務など把握ににくい状況であった為、安全衛生推進員(安全衛生状況に関する情報の集約などの業務を担っている)を各部署より1名選出して、職場巡視の案内役としての協力を求めた。これにより、大まかな業務や問題点などを理解することができた。平成17年度からは、労働安全衛生コンサルタントとの巡視経験を通し、職場巡視の視点が徐々に理解できてきた為、当初作成していたチェックリストを修正し、それに基づいた巡視を実施している。チェックリストに沿った巡視では、ある程度漏れなく行えるという反面、チェックリストに記載事項以外のものは、見落とされがちになる為、その点を考慮し巡視にあたる必要がある。

### 3. 指摘事項と改善後の具体例

職場巡視で指摘した箇所や良好な点、改善確認についての例を以下に紹介する。



図1 防火扉、シャッター前



図2 防火扉の掲示（良い例）



図3 非常口前

#### (1) 避難経路について

非常口や避難路、通路については、消防法（消防法第8条の二の四）で避難上、必要な施設の管理義務について規定されている。図1について、防火扉の前、防火シャッターの下とどちらにもかかるように机や椅子が設置されている。これでは、火災時、防火扉は開かないし、防火シャッターの閉鎖にも支障がある。指摘後、速やかに改善がなされたが図2の良い例のように、防火扉に掲示することも良いのではないかと思われる。図3については非常口前に物が置かれている。置かれているものについては、たまたま使用していなかった物品が置いてあったとのことだが、その際にも片側に寄せるなどして避難経路を確保する必要がある。指摘後、改善が見られた。

#### (2) 器材室の整理整頓について

整理整頓については、7月の全国安全週間でも周知されていることであるが、ある器材室では物品がばらばらに置かれ、奥に入ることすら困難であった。指摘後、その部署で検討され、物品の置き位置についてテープで示し、使用後は定位置に戻すよう、対策がとられた。この件については、委員会でも報告し、委員の中から表彰してもよいのではないかとの意見もでるほどであった。

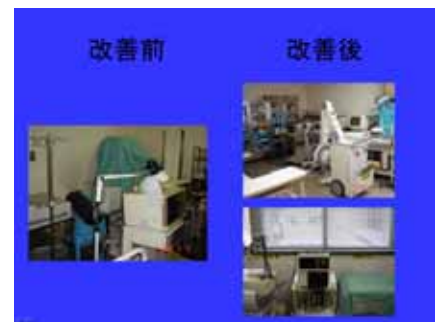


図4 ある器材室

#### (3) 化学物質について

化学物質については、まず使用量にかかわらず使用物質の物性（化学的・物理的性質）、毒性や危険性についての知識がなければならない。その上で、安全・防災面での適切な管理、事故時の緊急対策、救急処置などが実施できるのである。MSDS（化学物質安全データシート）は、これらの一連の情報がまとめたものである。化学物質を使用する部署では作成、掲示、保管し、使用部署の者が周知できるようにする必要がある。また、化学物質で引火性のある物質を使用しているにもかかわらず、その部屋自体には消火器が設置されていないことがあった。これについては、現状が法令の最低基準を満たしているか否かは別にしても、重要なことである（消火器設置予定）。これは安全・衛生週間時に実施している委員会委員によって指摘されたことである。

職場巡視は、法令の最低基準を満たしているかどうかはもちろん、そうでない危険性も含め、「職場巡視」と言われるように思いを巡らし、様々な視点から職場の安全・衛生を考えていく必要がある。まだまだ、未熟ではあるが以上のようなことを含め、職場巡視のあり方を常に検討しながらすすめていこうと思っている。